

宮城県消費者施策推進基本計画（第3期）実施状況（H29年度）

計画期間（平成28年度～平成32年度）

1 消費生活の安全・安心の確保

施策 推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																			
1 消費生活の安全・安心の確保 (1) 商品・サービスの安全の確保と各種窓口相談等による情報提供の充実	① 製品事故・消費者事故等の情報提供	<p>○産業保安関係の重大事故等が発生した場合は、県のホームページへの掲載により、適切な情報提供を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>情報提供</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(H29 重大事故の発生なし)</p>		H28	H29	H30	H31	H32	情報提供	—	—				消防課	<p>【自己評価】 対象となる重大事故等の発生はなかった。</p> <p>【課題と今後の対応等】 産業保安関係の重大事故等が発生した場合は、県のホームページへ「製品事故情報」として掲載を行い、適切な情報提供を行う。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																							
		H28	H29	H30	H31	H32																																	
	情報提供	—	—																																				
		重点推進項目	1																																				
	① 製品事故・消費者事故等の情報提供	<p>○消費者庁等からの事故情報をホームページに掲載するなど、迅速な情報発信・提供に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県のホームページから消費者庁等のページに常時リンクさせるとともに、課のトップページに重大な事故情報を掲載した。 課で作成している情報誌に事故情報を掲載した。 消費者庁からの情報を電子メールにより、速やかに市町村等へ情報提供し共有化を図った。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>上記の情報提供</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	上記の情報提供	○	○				消費生活・文化課	<p>【自己評価】 適切な情報提供に努めた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 県民にとって事故情報がよりわかりやすいものとなるように、公表資料の表現の仕方やホームページへの掲載の方法について工夫し、見やすいものとしていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																							
	H28	H29	H30	H31	H32																																		
上記の情報提供	○	○																																					
	重点推進項目	1																																					
② 液化石油ガス販売事業者への立入検査等(製品安全4法による立入検査)	<p>○液化石油ガス法に基づき、立入検査及び指導監督を実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>液化石油ガス販売所への立入検査実施口</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>86 事業所</td> <td>101 事業所</td> <td>事業所</td> <td>事業所</td> <td>事業所</td> </tr> </table>	液化石油ガス販売所への立入検査実施口	H28	H29	H30	H31	H32	立入検査実施件数	86 事業所	101 事業所	事業所	事業所	事業所	消防課	<p>【自己評価】 法令に基づき事業者に対する立入検査を実施し、法に適合しない製品が販売されていないことを確認したことで、消費者の安全を確保できた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 法令に基づき、販売事業者に対する立入検査及び指導監督を引き続き行う。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																								
液化石油ガス販売所への立入検査実施口	H28	H29	H30	H31	H32																																		
立入検査実施件数	86 事業所	101 事業所	事業所	事業所	事業所																																		
③ 電気用品販売事業者への立入検査等(製品安全4法による立入検査)	<p>○電気用品安全法に基づき、立入検査及び指導監督を実施した(市町村移譲事務)。</p> <table border="1"> <tr> <td>電気用品販売事業者への立入検査実施口</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>41 事業所</td> <td>47 事業所</td> <td>事業所</td> <td>事業所</td> <td>事業所</td> </tr> </table>	電気用品販売事業者への立入検査実施口	H28	H29	H30	H31	H32	立入検査実施件数	41 事業所	47 事業所	事業所	事業所	事業所	消防課	<p>【自己評価】 法令に基づき事業者に対する立入検査を実施し、法に適合しない製品が販売されていないことを確認したことで、消費者の安全を確保できた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 法令に基づき、販売事業者に対する立入検査及び指導監督を引き続き行う。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																								
電気用品販売事業者への立入検査実施口	H28	H29	H30	H31	H32																																		
立入検査実施件数	41 事業所	47 事業所	事業所	事業所	事業所																																		
④ ガス用品販売事業者への立入検査等(製品安全4法による立入検査)	<p>○ガス事業法に基づき、立入検査及び指導監督を実施し、事故の未然防止を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>ガス用品販売事業者への立入検査</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ガス用品販売事業者への立入検査	H28	H29	H30	H31	H32	立入検査実施件数	—	—				消防課	<p>【自己評価】 H29年度については、立入検査の必要がある事案の発生はなかった。</p> <p>【課題と今後の対応等】 一般消費者からの情報提供等、必要に応じてガス用品販売事業者への立入検査を行う。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																								
ガス用品販売事業者への立入検査	H28	H29	H30	H31	H32																																		
立入検査実施件数	—	—																																					
⑤ 消費生活用製品の危険防止に係る立入検査等(製品安全4法による立入検査)	<p>○消費生活用製品安全法に基づき立入検査や指導等の実施(町村移譲事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県(町村含む)の実施状況 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施店舗数(県・町村)</td> <td>4 店舗</td> <td>4 店舗</td> <td>店舗</td> <td>店舗</td> <td>店舗</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施町村数</td> <td>1 町</td> <td>1 町</td> <td>町</td> <td>町</td> <td>町</td> </tr> </table> <p>(大河原) (大河原)</p> <p>※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」により、平成24年4月1日からは各市へ事務移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> (参考)市の実施状況 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施店舗数</td> <td>27 店舗</td> <td>28 店舗</td> <td>店舗</td> <td>店舗</td> <td>店舗</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施町村数</td> <td>3 市</td> <td>3 市</td> <td>市</td> <td>市</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(仙台・角田) (仙台・角田) (大崎) (大崎)</p>		H28	H29	H30	H31	H32	立入検査実施店舗数(県・町村)	4 店舗	4 店舗	店舗	店舗	店舗	立入検査実施町村数	1 町	1 町	町	町	町		H28	H29	H30	H31	H32	立入検査実施店舗数	27 店舗	28 店舗	店舗	店舗	店舗	立入検査実施町村数	3 市	3 市	市	市	市	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 事業者に対する法令に基づく立入検査を通じて、法に適合しない製品が販売されていないことの確認や対象品目に関する知識の啓発が図られ、消費者の安全確保に努めることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 同法に基づく立入検査は義務付けされていないものではないが、事業者に対する意識啓発の側面があり、市町村における消費者の安全確保の一助となるものである。未実施の市町村にあっては、「人員の不足」や「ノウハウがない」等が理由と考えられることから、立入検査を実施した市町村のノウハウ等を共有することや、国関係機関(東北経済産業局等)の助言を受けて、実効性のある方策を検討していく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
	H28	H29	H30	H31	H32																																		
立入検査実施店舗数(県・町村)	4 店舗	4 店舗	店舗	店舗	店舗																																		
立入検査実施町村数	1 町	1 町	町	町	町																																		
	H28	H29	H30	H31	H32																																		
立入検査実施店舗数	27 店舗	28 店舗	店舗	店舗	店舗																																		
立入検査実施町村数	3 市	3 市	市	市	市																																		

施策 推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等	
1 商品・サービスの安全の確保と各種窓口相談等による情報提供の充実	⑥ 貸金業者の指導監督	○貸金業法に基づき、立入検査や指導等を実施した。 ・ 貸金業者立入検査の実施状況 立入検査実施件数 ・ 貸金業者法に関する相談受付状況 相談受付件数	H28 H29 H30 H31 H32 9 件 10 件 件 件 件 H28 H29 H30 H31 H32 41 件 24 件 件 件 件	商工金融課 【自己評価】 H29年度の立入検査では法令上掲示又は備え付けを義務付けられている書類等が欠如している業者に対して、指摘又は指導を行い、法令等を遵守した適正な業務運営の推進に寄与している。 【課題と今後の対応等】 今後も貸金業者への定期的な立入検査等を通じ、法令遵守を徹底し、適正な業務運営を行うよう指導を続けていく。 【今後の方向性】 維持継続	
	⑦ 食の安全安心の確保	○みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業を通じて、食の安全安心の確保に努めた。また、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品営業施設等に対する監視指導及び食品等の検査を実施した。 ・ 食の安全安心消費者モニター制度事業 モニター登録数（年度末） 研修会の開催 モニターだよりの発行 ・ 食の安全安心取組宣言事業 取組宣言者数（生産者） 取組宣言者数（事業者） ・ 食の安全安心相互交流理解度アップ事業 食の安全安心セミナーの開催 地方懇談会の開催 ・ 飲食店及び食品製造施設等の監視指導 監視指導延べ件数 ・ 食品等の収去検査 収去検体数	H28 H29 H30 H31 H32 972 人 1,004 人 人 人 人 2 回 3 回 回 回 回 3 回 3 回 回 回 回 H28 H29 H30 H31 H32 39 者 39 者 者 者 者 2,972 者 3,003 者 者 者 者 H28 H29 H30 H31 H32 3 回 3 回 回 回 回 15 回 14 回 回 回 回 H28 H29 H30 H31 H32 18,790 件 21,022 件 件 件 件 H28 H29 H30 H31 H32 3,179 件 3,101 件 件 件 件	食と暮らしの安全推進課 【自己評価】 みやぎ食の安全安心消費者モニターやみやぎ食の安全安心取組宣言者が増加し、県民参加が進捗した。また、食中毒の発生しやすい夏季及び年末に、その季節ごとのトピックを盛り込んだチラシを配布しながら監視指導することにより、事業者の危機管理意識の啓発に努めた。 【課題と今後の対応等】 食の安全安心の確保に向けて、継続的な施策の実施が必要である。また、食肉の不十分な加熱による食中毒が増加傾向にあり、この予防のためには食品事業者への監視だけでなく、生肉嗜好のある消費者に対する正しい知識の啓発が重要であることから、今後徹底する必要がある。 【今後の方向性】 維持継続	
	⑧ 消費者トラブル等の相談及び情報提供	○県民からの消費生活相談に対応するため、消費生活相談窓口を設置し、苦情や相談の処理・解決に努めた。 ・ 消費生活相談 県相談機関受付件数 消費生活センター 県民サービスセンター	H28 H29 H30 H31 H32 7,109 件 7,207 件 件 件 件 5,991 件 6,094 件 件 件 件 1,118 件 1,113 件 件 件 件	消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター（仙台を除く）	【自己評価】 相談件数は概ね7千件台で推移しており、適切な処理及び解決に努めた。 【課題と今後の対応等】 センター・オブ・センターズとしての機能が求められており、経由相談等による市町村相談窓口への更なる支援を図る。 【今後の方向性】 維持継続
	⑨ 医薬品の安全の確保	○薬事相談事業、薬と健康の週間事業を通じて、医薬品の適正使用と取扱いについて正しい知識の普及に努めた。 ・ 薬事相談窓口の設置 （一社）宮城県薬剤師会薬事情報センター内に「くすりの相談室」を設け、毎週火曜・金曜日に医薬品等の相談・苦情処理を行った。 相談受付件数 ・ 「薬と健康の週間」事業 薬と健康の週間に合わせて、各地域で講演会や展示会等を開催し、医薬品等に関する正しい知識について普及啓発を行った。 ※薬と健康の週間：10月17日～10月23日 開催イベント件数 参加人数	H28 H29 H30 H31 H32 535 件 588 件 件 件 件 H28 H29 H30 H31 H32 16 件 26 件 件 件 件 約4,700 人 約5,000 人 人 人 人	薬務課	【自己評価】 「くすりの相談窓口」では、毎年約500～600件近くの相談を受けており、県民の薬に対する不安払拭を図ることができた。また、薬と健康の週間に関連するイベントを実施し、毎年約5,000名参加しているほか、様々な活動により、広く県民に薬の正しい知識に関して普及啓発できた。 【課題と今後の対応等】 2025年には団塊の世代が75歳以上となり高齢化社会が加速することから、県では地域包括ケアシステムの構築を推進するなど対策を講じている。薬の相談についても、ますます需要が高くなることが想定されることから、当該事業について県広報等を活用し、より多くの方に利用してもらうために周知を図る。 【今後の方向性】 維持継続
⑩ 住まいの耐震性等に関する支援	○木造住宅等の耐震診断や耐震改修工事についての相談窓口を設置し、住まいの耐震性等に関する支援を推進した。 ・ 耐震相談所開設 開設期間 相談受付件数	H28 H29 H30 H31 H32 11 カ月 11 カ月 カ月 カ月 カ月 27 件 61 件 件 件 件	建築宅地課	【自己評価】 耐震診断等の相談窓口を設置することにより、相談体制の充実が図られた。 【課題と今後の対応等】 県内には昭和56年以前に建築された耐震性が不十分と見込まれる木造住宅が多く存在するため、建築物の耐震性又は耐震化に関して不安のある県民からの相談に対応できるよう、引き続き建築の専門家による相談窓口を設置する必要がある。 【今後の方向性】 維持継続	

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																														
1	消費生活の安全・安心の確保	(1) 商品・サービスの安全の確保と各種窓口相談等による情報提供の充実	<p>○住宅・宅地相談窓口を設置し、住宅トラブルに関する相談や、新築住宅や住宅リフォーム等の各種支援制度、長期優良住宅に関する相談などに対応した他、市町村職員等を対象と下住宅相談窓口担当者等講習会を開催し、リフォーム関連施策や税制等について周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅・宅地相談 <table border="1"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td></tr> <tr><td>相談受付件数</td><td>約300件</td><td>約100件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr> </table> 住宅相談窓口担当者等講習会 <table border="1"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td></tr> <tr><td>開催回数</td><td>－回</td><td>1回</td><td>回</td><td>回</td><td>回</td></tr> <tr><td>参加者数</td><td>－人</td><td>22人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> </table> みやぎ復興住宅整備推進会議と独立行政法人住宅金融支援機構の共催により、被災者の自力再建に関する相談会を開催した。 <table border="1"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td></tr> <tr><td>相談会開催回数</td><td>96回</td><td>63回</td><td>回</td><td>回</td><td>回</td></tr> <tr><td></td><td>(8市町)</td><td>(7市町)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 住宅に関する相談に適切に対応するため「住宅相談Q&A」を作成し、併せて住宅課のホームページに掲載することで、県民や民間事業者等が、直接担当窓口へアプローチできるようにした。 <table border="1"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td></tr> <tr><td>住宅相談Q&Aの作成</td><td>○</td><td>－</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ホームページ掲載</td><td>○</td><td>－</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 	H28	H29	H30	H31	H32	相談受付件数	約300件	約100件	件	件	件	H28	H29	H30	H31	H32	開催回数	－回	1回	回	回	回	参加者数	－人	22人	人	人	人	H28	H29	H30	H31	H32	相談会開催回数	96回	63回	回	回	回		(8市町)	(7市町)				H28	H29	H30	H31	H32	住宅相談Q&Aの作成	○	－				ホームページ掲載	○	－				住宅課	<p>【自己評価】 相談窓口を設け各種相談に応じたほか、ホームページの内容を更新、充実し情報提供をした。</p> <p>【課題と今後の対応等】 相談窓口における各種相談に応じるため、多様化する住宅関連制度等の情報を収集・整理し、適切な回答や助言、情報提供等ができるよう努める。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
			H28	H29	H30	H31	H32																																																												
			相談受付件数	約300件	約100件	件	件	件																																																											
H28	H29	H30	H31	H32																																																															
開催回数	－回	1回	回	回	回																																																														
参加者数	－人	22人	人	人	人																																																														
H28	H29	H30	H31	H32																																																															
相談会開催回数	96回	63回	回	回	回																																																														
	(8市町)	(7市町)																																																																	
H28	H29	H30	H31	H32																																																															
住宅相談Q&Aの作成	○	－																																																																	
ホームページ掲載	○	－																																																																	
<p>○宅地建物取引相談窓口を常時開設し、消費者の宅地建物の取引に関する契約や紛争などの相談に対応するとともに県ホームページによる相談窓口の情報提供を行い、安全・安心な不動産取引の推進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引相談 <table border="1"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td></tr> <tr><td>取引に関する相談</td><td>6件</td><td>4件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr> <tr><td>取引の紛争の相談</td><td>4件</td><td>3件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr> <tr><td>法令・その他の相談</td><td>10件</td><td>5件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr> </table> <p>※相談窓口に来訪の上、相談を受けた件数。電話相談は年間約2,000件。</p> 	H28	H29	H30	H31	H32	取引に関する相談	6件	4件	件	件	件	取引の紛争の相談	4件	3件	件	件	件	法令・その他の相談	10件	5件	件	件	件	建築宅地課	<p>【自己評価】 一般県民にとって一世一代の取引である宅地・建物の取得や物件の賃貸に関する相談に対して、購入者等の利益の保護の観点から、宅建業法に照らし適切な助言を行った。</p> <p>【課題と今後の対応等】 日々多様化、複雑化している宅建業取引に関する相談に適切に対応できるよう、職員の相談対応能力の向上に努めるとともに、事業者に対する指導・監督等を行っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																										
H28	H29	H30	H31	H32																																																															
取引に関する相談	6件	4件	件	件	件																																																														
取引の紛争の相談	4件	3件	件	件	件																																																														
法令・その他の相談	10件	5件	件	件	件																																																														
<p>○景品表示法に基づき、事業者に対し、不当な表示及び景品類付き販売に関して寄せられた苦情等について調査等を行い、適宜指導を行うことにより、表示及び景品提供の適正化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 広告表示等の監視・指導等 <table border="1"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td></tr> <tr><td>聴き取り等調査件数</td><td>10件</td><td>12件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr> <tr><td>うち指導件数</td><td>5件</td><td>1件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr> </table> 	H28	H29	H30	H31	H32	聴き取り等調査件数	10件	12件	件	件	件	うち指導件数	5件	1件	件	件	件	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 違反被疑事案に対する調査、指導を適切に行うことにより、消費者が商品・サービスを適切に選択できる機会の確保に努めることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有を図り、違反被疑事案の把握に努めていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																
H28	H29	H30	H31	H32																																																															
聴き取り等調査件数	10件	12件	件	件	件																																																														
うち指導件数	5件	1件	件	件	件																																																														
2	商品・サービスの表示及び規格の適正化による選択の機会の確保	<p>○家庭用品品質表示法に基づき立入検査や指導等を実施した。(町村移譲事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県(町村含む)の実施状況 <table border="1"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td></tr> <tr><td>立入検査実施店舗数(県・町村)</td><td>5店舗</td><td>4店舗</td><td>店舗</td><td>店舗</td><td>店舗</td></tr> <tr><td>立入検査実施町村数</td><td>1町</td><td>1町</td><td>町</td><td>町</td><td>町</td></tr> <tr><td></td><td>(大河原)</td><td>(大河原)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> ※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」により、平成24年4月1日からは各市へ事務移譲 (参考)市の実施状況 <table border="1"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td></tr> <tr><td>立入検査実施店舗数</td><td>35店舗</td><td>27店舗</td><td>店舗</td><td>店舗</td><td>店舗</td></tr> <tr><td>立入検査実施町村数</td><td>3市</td><td>3市</td><td>市</td><td>市</td><td>市</td></tr> <tr><td></td><td>(仙台・角田・大崎)</td><td>(仙台・角田・大崎)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 	H28	H29	H30	H31	H32	立入検査実施店舗数(県・町村)	5店舗	4店舗	店舗	店舗	店舗	立入検査実施町村数	1町	1町	町	町	町		(大河原)	(大河原)				H28	H29	H30	H31	H32	立入検査実施店舗数	35店舗	27店舗	店舗	店舗	店舗	立入検査実施町村数	3市	3市	市	市	市		(仙台・角田・大崎)	(仙台・角田・大崎)				消費生活・文化課	<p>【自己評価】 事業者に対する法令に基づく立入検査を通じて、法に適合しない品質表示の家庭用品が販売されていないことの確認や対象品目に関する知識の啓発が図られ、消費者利益の保護に努めることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 同法に基づく立入検査は義務ではないが、事業者に対する意識啓発の側面があり、市町村における消費者利益の保護の一助となるものである。未実施の市町村にあつては、「人員の不足」や「ノウハウがない」等が理由と考えられることから、立入検査を実施した市町村のノウハウ等を共有することや、関係機関(東北経済産業局等)の助言を受けて、実効性のある方策を検討していく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																	
		H28	H29	H30	H31	H32																																																													
立入検査実施店舗数(県・町村)	5店舗	4店舗	店舗	店舗	店舗																																																														
立入検査実施町村数	1町	1町	町	町	町																																																														
	(大河原)	(大河原)																																																																	
H28	H29	H30	H31	H32																																																															
立入検査実施店舗数	35店舗	27店舗	店舗	店舗	店舗																																																														
立入検査実施町村数	3市	3市	市	市	市																																																														
	(仙台・角田・大崎)	(仙台・角田・大崎)																																																																	
<p>○国や市町村と連携しながら、食品表示110番等の情報により事業者等に対し確認調査を行うなど、食品表示法や景品表示法に基づく監視指導を行い、食品表示の適正化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品表示監視指導事業 <table border="1"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td></tr> <tr><td>調査件数</td><td>38件</td><td>12件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr> <tr><td>うち改善指導件数</td><td>14件</td><td>7件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr> </table> 食品表示ウォッチャー事業(みやぎ食の安全安心消費者モニターの中から「食品表示ウォッチャー」100人を委嘱) <table border="1"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td></tr> <tr><td>モニタリング調査件数</td><td>1,344件</td><td>1,314件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr> <tr><td>うち改善指導件数</td><td>16件</td><td>3件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr> </table> 食品表示制度普及啓発事業 <table border="1"> <tr><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td></tr> <tr><td>出前講座・研修会等</td><td>11回</td><td>12回</td><td>回</td><td>回</td><td>回</td></tr> </table> 	H28	H29	H30	H31	H32	調査件数	38件	12件	件	件	件	うち改善指導件数	14件	7件	件	件	件	H28	H29	H30	H31	H32	モニタリング調査件数	1,344件	1,314件	件	件	件	うち改善指導件数	16件	3件	件	件	件	H28	H29	H30	H31	H32	出前講座・研修会等	11回	12回	回	回	回	食と暮らしの安全推進課	<p>【自己評価】 食品表示110番により得られた情報に基づく調査及び食品表示ウォッチャーによる調査を踏まえた改善指導や食品表示制度普及啓発により食品表示の適正化を推進することができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 平成27年4月1日に施行された食品表示基準の加工食品・添加物に係る経過措置期間が平成32年3月末までとなっており、加工食品の原料原産地表示制度の見直しも行われたことから、引き続き国等と連携しながら普及啓発を進めるとともに、食品表示の監視指導を行う。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																				
H28	H29	H30	H31	H32																																																															
調査件数	38件	12件	件	件	件																																																														
うち改善指導件数	14件	7件	件	件	件																																																														
H28	H29	H30	H31	H32																																																															
モニタリング調査件数	1,344件	1,314件	件	件	件																																																														
うち改善指導件数	16件	3件	件	件	件																																																														
H28	H29	H30	H31	H32																																																															
出前講座・研修会等	11回	12回	回	回	回																																																														

施策 推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																											
1 （2）商品・サービスの表示及び規格の適正化による選択の機会の確保 消費生活の安全・安心の確保	④ 食品の栄養や健康に関する表示の適正化	<p>○消費者へ適切な情報提供がなされるよう、事業者に対して栄養成分表示及び虚偽・誇大広告について指導・監督・相談等を行うとともに、事業者及び一般県民に対する普及啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品関連事業者等に対する相談・監視指導 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>146 件</td> <td>203 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>監視指導件数</td> <td>10 件</td> <td>10 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table> 食品表示説明会 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>説明会開催回数</td> <td>24 回</td> <td>24 回</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>861 人</td> <td>877 人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> 		H28	H29	H30	H31	H32	相談件数	146 件	203 件	件	件	件	監視指導件数	10 件	10 件	件	件	件		H28	H29	H30	H31	H32	説明会開催回数	24 回	24 回	回	回	回	参加人数	861 人	877 人	人	人	人	健康推進課	<p>【自己評価】 食品の栄養成分表示や健康の保持増進効果等の虚偽・誇大広告等について、各保健所及び健康推進課において、事業者への相談・指導や消費者への情報提供等を行うことができた。また、平成27年に施行された食品表示法については、事業者向け説明会等の開催やリーフレットの配布等により、広く周知を図ることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 食品表示法による加工食品の栄養成分表示義務化の経過措置期間の終了が平成32年3月31日までであるため、食品関連事業者からの相談件数が増加しているとともに、相談内容が複雑化している。事例の蓄積等と併せ、担当者の法令等の理解を深め、引き続き、食品関連事業者等からの相談や普及啓発を行う。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																							
		H28	H29	H30	H31	H32																																																									
	相談件数	146 件	203 件	件	件	件																																																									
監視指導件数	10 件	10 件	件	件	件																																																										
	H28	H29	H30	H31	H32																																																										
説明会開催回数	24 回	24 回	回	回	回																																																										
参加人数	861 人	877 人	人	人	人																																																										
⑤ 温泉利用施設の温泉成分等の掲示の適正化	<p>○温泉法に基づく温泉利用施設への立入検査を実施し、再分析や温泉成分等の適正な掲示について確認・指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再分析や温泉成分等の適正な掲示についての確認・指導 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>50 件</td> <td>25 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table> 温泉施設管理者を対象にした研修会の開催 「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）の一部改正に伴う宮城県の対応」と「近年の温泉法に係る話題」について研修会で周知を図った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会参加人数</td> <td>106 人</td> <td>— 人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> 		H28	H29	H30	H31	H32	立入検査実施件数	50 件	25 件	件	件	件		H28	H29	H30	H31	H32	研修会参加人数	106 人	— 人	人	人	人	業務課	<p>【自己評価】 温泉利用施設管理者等に対し、研修会等で再分析や温泉成分等の適正な掲示について周知しているほか、定期的に温泉利用施設に立入検査を実施し、温泉の適正利用について指導することができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 超高齢化が進み、健康維持の観点から、県民が健康食品の摂取や温泉療法など様々な健康管理方法に興味を示している。しかしながら、誤った知識のもとでこれらの行為が行われた場合、健康を害する恐れがあるため、正しい知識の普及啓発が必要である。このことから、今後も温泉利用施設管理者等に対して、研修会や立入検査を実施して、温泉の適正使用を推進する。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																				
	H28	H29	H30	H31	H32																																																										
立入検査実施件数	50 件	25 件	件	件	件																																																										
	H28	H29	H30	H31	H32																																																										
研修会参加人数	106 人	— 人	人	人	人																																																										
⑥ 特定計量器等及び表示量目の適正化	<p>○特定計量器（はかり、タクシーメーター等）の精度を公的に担保するため、事業者が製造・修理した計量器及び商店、学校、薬局等で使用している計量器の検定検査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定計量器定期検査（使用中の特定計量器について検査） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査数</td> <td>4,086 個</td> <td>4,574 個</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>検査実施市町村数</td> <td>7市9 町</td> <td>6市11町1 村</td> <td>町</td> <td>町</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table> 特定計量器検定検査（製造・修理された特定計量器及び基準器について検査） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査数（特定計量器）</td> <td>6,952 個</td> <td>6,445 個</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>検査数（基準器）</td> <td>60 個</td> <td>77 個</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> </tbody> </table> <p>○県内のスーパーや商店等を対象に、商品量目検査を実施し、表示量目の適正化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入検査の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品量目</td> <td>847 個</td> <td>772 個</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>特定計量器</td> <td>59,754 個</td> <td>174,056 個</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>計量関係事業所</td> <td>35 力所</td> <td>29 力所</td> <td>力所</td> <td>力所</td> <td>力所</td> </tr> </tbody> </table> 		H28	H29	H30	H31	H32	検査数	4,086 個	4,574 個	個	個	個	検査実施市町村数	7市9 町	6市11町1 村	町	町	町		H28	H29	H30	H31	H32	検査数（特定計量器）	6,952 個	6,445 個	個	個	個	検査数（基準器）	60 個	77 個	個	個	個		H28	H29	H30	H31	H32	商品量目	847 個	772 個	個	個	個	特定計量器	59,754 個	174,056 個	個	個	個	計量関係事業所	35 力所	29 力所	力所	力所	力所	産業立地推進課	<p>【自己評価】 検査機器の計画的な更新等による業務の効率化を図り、申請された特定計量器検定検査の全数検査を実施し、計量器の精度確保に寄与できた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 検査精度維持のため、検査機器を適宜更新する必要があることから、更新計画に基づき適宜更新する。また、タクシー車両の多様化等により検査の方法も多岐にわたっていることから、それに対応できる職員の育成を図る必要がある。よって、検査対象事業者及びその検査周期等を正確に把握することにより、効率的な実施計画を策定する。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
	H28	H29	H30	H31	H32																																																										
検査数	4,086 個	4,574 個	個	個	個																																																										
検査実施市町村数	7市9 町	6市11町1 村	町	町	町																																																										
	H28	H29	H30	H31	H32																																																										
検査数（特定計量器）	6,952 個	6,445 個	個	個	個																																																										
検査数（基準器）	60 個	77 個	個	個	個																																																										
	H28	H29	H30	H31	H32																																																										
商品量目	847 個	772 個	個	個	個																																																										
特定計量器	59,754 個	174,056 個	個	個	個																																																										
計量関係事業所	35 力所	29 力所	力所	力所	力所																																																										
（3）適正な契約の確保	① 消費生活に関連する制度等の普及啓発	<p>○消費生活に関連する各種制度の概要や改正状況等について、ホームページや情報誌に掲載すること等により制度の普及啓発を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	情報提供	○	○				消費生活・文化課	<p>【自己評価】 適切な情報提供に努めた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 対象によってより効果的な周知方法を検討し、さらなる普及啓発を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																															
	H28	H29	H30	H31	H32																																																										
情報提供	○	○																																																													

施策 推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																				
1 消費生活の安全・安心の確保 (3) 適正な契約の確保	② 不適正な取引行為の調査・指導等	<p>○不適正な取引を行っているおそれがある事業者に対し、各種法令に基づき調査等を実施し、必要に応じて指導等を行ったほか、関連情報の提供を行い、適正な取引行為等の確保に努めた。</p> <p>・ 不適正な取引行為を行った事業者への指導等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>聴き取り等調査件数</td> <td>6件</td> <td>6件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>うち行政指導</td> <td>-件</td> <td>1件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>うち行政処分</td> <td>-件</td> <td>1件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	聴き取り等調査件数	6件	6件	件	件	件	うち行政指導	-件	1件	件	件	件	うち行政処分	-件	1件	件	件	件	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 消費者相談等から覚知した違反被疑事案に対する調査を実施し、不適正な取引行為が認められた場合に必要な指導等を行うもの。H29にあっては行政指導、行政処分を行った。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有による連携を図り、行政指導等によって適正な取引行為等の確保に努めていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>												
		H28	H29	H30	H31	H32																																		
聴き取り等調査件数	6件	6件	件	件	件																																			
うち行政指導	-件	1件	件	件	件																																			
うち行政処分	-件	1件	件	件	件																																			
③ 成年後見制度等の普及等	<p>○地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用促進を図った。</p> <p>・ 成年後見制度に関する研修会の開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>2回</td> <td>1回</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>175人</td> <td>121人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 高齢者虐待対策機能強化事業（相談受付窓口：特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>24件</td> <td>19件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>うち成年後見制度に関わる相談件数</td> <td>6件</td> <td>3件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	開催回数	2回	1回	回	回	回	受講者数	175人	121人	人	人	人		H28	H29	H30	H31	H32	相談受付件数	24件	19件	件	件	件	うち成年後見制度に関わる相談件数	6件	3件	件	件	件	長寿社会政策課	<p>【自己評価】 高齢者の生活を総合的に支える拠点である地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催し、センターに求められる役割等を周知できた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後、認知症高齢者の増加等に伴い、成年後見制度の利用ニーズは拡大するものと考えられる。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の体制整備を支援し、成年後見制度の適切な利用が図られるよう取り組む必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>	
	H28	H29	H30	H31	H32																																			
開催回数	2回	1回	回	回	回																																			
受講者数	175人	121人	人	人	人																																			
	H28	H29	H30	H31	H32																																			
相談受付件数	24件	19件	件	件	件																																			
うち成年後見制度に関わる相談件数	6件	3件	件	件	件																																			
消費生活の安全・安心の確保 (4) 生活関連物資の安定供給	① 生活関連物資の価格調査及び物価情報の提供	<p>○県内の石油製品の価格動向等についての情報収集を行い、価格の安定と円滑な供給について関係機関及び事業者等に対し、要請を行った。なお、異常な物価高騰や買い占め・売り惜しみなどが行われるおそれがある場合には、関係法令に基づいて必要な措置を講じることとしている。</p> <p>・ 県内の石油製品価格状況の情報提供</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集及び情報提供</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 石油製品の価格安定等に関する要請の実施 宮城県石油商業協同組合、宮城県石油商業組合及び各石油元売会社に協力を要請した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要請日</td> <td>H28.11.25</td> <td>H29.11.22</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 関係法令に基づく措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置の実施</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	情報収集及び情報提供	○	○					H28	H29	H30	H31	H32	要請日	H28.11.25	H29.11.22					H28	H29	H30	H31	H32	措置の実施	-	-				消費生活・文化課	<p>【自己評価】 資源エネルギー庁が調査する石油製品価格及び宮城県生協連が実施する灯油モニター調査価格等の情報収集を行うとともに、ホームページに掲載し、灯油、ガソリン、軽油価格動向の情報提供に努めた。また、石油製品の適正価格と安定供給のため石油元売業者等への協力要請を実施した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 生活に関わる関心の高い情報であるため、引き続き定期的な情報収集を行うとともに情報提供を実施していく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
		H28	H29	H30	H31	H32																																		
情報収集及び情報提供	○	○																																						
	H28	H29	H30	H31	H32																																			
要請日	H28.11.25	H29.11.22																																						
	H28	H29	H30	H31	H32																																			
措置の実施	-	-																																						
② 消費者物価指数等の情報提供	<p>○ホームページ等により「仙台市消費者物価指数」等を毎月公表し、適切な情報提供に努めた。なお、年報は2月、年度報は5月に公表した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	情報提供	○	○				統計課	<p>【自己評価】 適切な情報提供に努めた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 県民にとって消費者物価指数がよりわかりやすいものとなるように、公表資料の表現やホームページの掲載方法について工夫し、見やすいものとしていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																									
	H28	H29	H30	H31	H32																																			
情報提供	○	○																																						
		<p>○消費生活に関連が深く、価格の変動が激しい石油製品の価格状況をホームページに掲載し、毎週更新することにより常時、情報を提供した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	情報提供	○	○				消費生活・文化課	<p>【自己評価】 資源エネルギー庁が調査する石油製品価格及び宮城県生協連が実施する灯油モニター調査価格をホームページに掲載し、灯油、ガソリン、軽油価格動向の情報提供に努めた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 生活に関わる関心の高い情報であるため、引き続き情報提供を実施する。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																								
	H28	H29	H30	H31	H32																																			
情報提供	○	○																																						

重点推進項目 2

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																
(4)生活関連物資の安定供給 1 消費生活の安全・安心の確保	③ 災害時における物資供給及び物価監視等	○災害時における物資の供給について、提携事業者(コンビニエンスストア)との協定に基づき、連携して被災地への物資供給に努めた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 非常時に備えた連絡体制の確認</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 年度末現在の提携事業者数 (ファミリーマート、ローソン、セブンイレブンジャパン)</td> <td>3社</td> <td>3社</td> <td>社</td> <td>社</td> <td>社</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	・ 非常時に備えた連絡体制の確認	○	○				・ 年度末現在の提携事業者数 (ファミリーマート、ローソン、セブンイレブンジャパン)	3社	3社	社	社	社	食産業振興課	【自己評価】 非常時に備え、提携事業者(コンビニエンスストア3社)と連絡体制を確認した。 【課題と今後の対応等】 引き続き、提携事業者との協定に基づき、連携して被災地への物資供給を行う。 【今後の方向性】 維持継続																																														
			H28	H29	H30	H31	H32																																																													
	・ 非常時に備えた連絡体制の確認	○	○																																																																	
・ 年度末現在の提携事業者数 (ファミリーマート、ローソン、セブンイレブンジャパン)	3社	3社	社	社	社																																																															
○災害時における物資の供給について、提携事業者(宮城県生活協同組合連合会)との協定に基づき、連携して被災地への物資供給を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 災害時における応急生活物資(食料品、飲料水、日用品、衣類等)の供給実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td colspan="5">おにぎり、菓子パン、カップ麺、果物 など</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td colspan="5">ミネラルウォーター、お茶、ジュース など</td> </tr> <tr> <td>日用品</td> <td colspan="5">毛布、タオルケット、乾電池、歯ブラシ、紙オムツ など</td> </tr> <tr> <td>衣類等</td> <td colspan="5">肌着、靴下、セーター など</td> </tr> <tr> <td>・ 物資要請にかかる図上訓練(6.12総合防災訓練)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の実施</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○災害に乗じた異常な物価高騰や買い占め・売り惜しみなどが行なわれるおそれがある場合などには、関係法律に基づいて必要な措置をとる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置の実施</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	・ 災害時における応急生活物資(食料品、飲料水、日用品、衣類等)の供給実績	—	—				食料品	おにぎり、菓子パン、カップ麺、果物 など					飲料水	ミネラルウォーター、お茶、ジュース など					日用品	毛布、タオルケット、乾電池、歯ブラシ、紙オムツ など					衣類等	肌着、靴下、セーター など					・ 物資要請にかかる図上訓練(6.12総合防災訓練)						防災訓練の実施	H28	H29	H30	H31	H32		○	○					H28	H29	H30	H31	H32	措置の実施	—	—				消費生活・文化課	【自己評価】 東日本大震災以降は、応急生活物資供給の実績はないが、総合防災訓練において、宮城県生協連の参加協力を得ながら訓練にあたり、災害時の対応に備えている。 【課題と今後の対応等】 災害時の物資供給は必要不可欠であるため、協定を維持していくとともに、訓練等で協力体制の確認を行っていく。 【今後の方向性】 維持継続
	H28	H29	H30	H31	H32																																																															
・ 災害時における応急生活物資(食料品、飲料水、日用品、衣類等)の供給実績	—	—																																																																		
食料品	おにぎり、菓子パン、カップ麺、果物 など																																																																			
飲料水	ミネラルウォーター、お茶、ジュース など																																																																			
日用品	毛布、タオルケット、乾電池、歯ブラシ、紙オムツ など																																																																			
衣類等	肌着、靴下、セーター など																																																																			
・ 物資要請にかかる図上訓練(6.12総合防災訓練)																																																																				
防災訓練の実施	H28	H29	H30	H31	H32																																																															
	○	○																																																																		
	H28	H29	H30	H31	H32																																																															
措置の実施	—	—																																																																		
(5)所掌する団体・事業者等への適切な指導監督	① 消費生活協同組合の指導監督	○消費生活協同組合法に基づき、指導検査を実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費生活協同組合への指導検査実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導検査実施件数</td> <td>6組合</td> <td>6組合</td> <td>組合</td> <td>組合</td> <td>組合</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	消費生活協同組合への指導検査実施						指導検査実施件数	6組合	6組合	組合	組合	組合	消費生活・文化課	【自己評価】 生協法に基づき生協に対する指導検査を実施し、法令等の遵守を図らせるとともに、運営状況、会計状況等について検査及び指導することができた。 【課題と今後の対応等】 生協事業の健全な運営と組合員の保護を図るため、生協に対する指導検査を引き続き行う。 【今後の方向性】 維持継続																																														
	H28	H29	H30	H31	H32																																																															
消費生活協同組合への指導検査実施																																																																				
指導検査実施件数	6組合	6組合	組合	組合	組合																																																															
② 割賦販売事業者の指導監督	○東北経済産業局との連携により、割賦販売法に基づく立入検査を実施し、割賦販売等に係る取引の公正化及び消費者等の利益の保護を図る。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 東北経済産業局との合同立入検査</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>割賦販売法に基づく立入検査</td> <td>—事業者</td> <td>—事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 適正な事業運営を確認するための検査であり、悪質事業者に対する立入検査とは異なる。</p>		H28	H29	H30	H31	H32	・ 東北経済産業局との合同立入検査						割賦販売法に基づく立入検査	—事業者	—事業者	事業者	事業者	事業者	消費生活・文化課	【自己評価】 H29年度も合同立入検査を実施しなかったが、これまでも東北経済産業局と連携し合同で実施することにより、法に基づく適正な事業運営を指導することができている。 【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報交換・情報共有に努めていく。 【今後の方向性】 維持継続																																															
	H28	H29	H30	H31	H32																																																															
・ 東北経済産業局との合同立入検査																																																																				
割賦販売法に基づく立入検査	—事業者	—事業者	事業者	事業者	事業者																																																															

施策 推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																
1 消費生活の安全・安心の確保 (6) 関係機関及び各種団体との連携・協力	① 国, 他の都道府県, 市町村, 警察本部との連携	<p>○各種会議に出席するなど, 国や他の都道府県と, 適宜意見交換・情報交換を行うとともに, 随時, 調査の協力等による情報提供, 情報収集などの連携を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>・ 各種会議等での意見交換・情報交換</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 主な出席会議等</td> <td colspan="5">都道府県等消費者行政担当課長会議, 16大都道府県消費者行政担当課長会議, 全国消費生活センター所長会議, 消費者行政ブロック会議 など</td> </tr> </table> <p>○調査依頼及び調査協力による情報共有</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	・ 各種会議等での意見交換・情報交換	○	○				※ 主な出席会議等	都道府県等消費者行政担当課長会議, 16大都道府県消費者行政担当課長会議, 全国消費生活センター所長会議, 消費者行政ブロック会議 など						H28	H29	H30	H31	H32		○	○				消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 消費者庁主催の会議をはじめとした各種会議等に出席し, 情報収集を行った。同時に国及び他県との情報交換により, 他県の取組みなど, 参考とすべき事項の把握に努め, 活用することができた。 また, 県警及び市町村とも必要に応じて随時情報交換を行うとともに, 会議の開催により情報共有を行うことができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も情報収集, 情報交換の場を大切にするとともに, 各関係機関との連携を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																		
			H28	H29	H30	H31	H32																																													
・ 各種会議等での意見交換・情報交換	○	○																																																		
※ 主な出席会議等	都道府県等消費者行政担当課長会議, 16大都道府県消費者行政担当課長会議, 全国消費生活センター所長会議, 消費者行政ブロック会議 など																																																			
	H28	H29	H30	H31	H32																																															
	○	○																																																		
	② 事業者及び事業者団体の自主的な取組への支援	<p>○事業者や事業者団体が自ら実施する消費者の信頼を確保するための取組等に対して適切な支援・協力を行った。</p> <p>・ 宮城県コンシューマー・サービスリーダー会議(CSL)との連携</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>総会</td> <td>H28.6.29</td> <td>H29.5.29</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>意見交換会</td> <td>H29.1.26</td> <td>H29.11.15</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・ 公正取引協議会への支援・協力</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>家電公取協「正しい表示店頭キャンペーン」支援・協力</td> <td>H28.11.21</td> <td>H29.11.21</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公正取引協議会北海道・東北ブロック連絡会議</td> <td>H29.2.22</td> <td>H29.10.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・ 来所した事業者に対するセンターからの助言</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>事業者数</td> <td>46 事業者</td> <td>86 事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	総会	H28.6.29	H29.5.29				意見交換会	H29.1.26	H29.11.15					H28	H29	H30	H31	H32	家電公取協「正しい表示店頭キャンペーン」支援・協力	H28.11.21	H29.11.21				公正取引協議会北海道・東北ブロック連絡会議	H29.2.22	H29.10.5					H28	H29	H30	H31	H32	事業者数	46 事業者	86 事業者	事業者	事業者	事業者	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 随時情報交換を行うとともに, 会議の開催により情報共有を行うことができた。また, 各種公正取引協議会の取組に対しても支援・協力を行うことができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報交換・情報共有に努めていくとともに, 取組に対する支援・協力を行っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
	H28	H29	H30	H31	H32																																															
総会	H28.6.29	H29.5.29																																																		
意見交換会	H29.1.26	H29.11.15																																																		
	H28	H29	H30	H31	H32																																															
家電公取協「正しい表示店頭キャンペーン」支援・協力	H28.11.21	H29.11.21																																																		
公正取引協議会北海道・東北ブロック連絡会議	H29.2.22	H29.10.5																																																		
	H28	H29	H30	H31	H32																																															
事業者数	46 事業者	86 事業者	事業者	事業者	事業者																																															

2 自立した消費者の育成

※別添「宮城県消費者教育推進計画 実施状況」に掲載

3 消費者被害の防止と救済

施策 推進	取組	事業内容・実施状況					担当課等	自己評価等
3 消費者被害の防止と救済	(1) ① 県消費生活センター等における相談対応機能の向上	○相談対応機能の向上を図るため、県の消費生活相談員等の研修機会を確保するとともに、解決が困難な事例及び法律上の判断が必要な事例について、定期的に弁護士等を講師とした法律相談会等を開催した。					消費生活・文化課	【自己評価】 相談業務に役立てることができる内容の講義や、弁護士による事例の検討会等の相談員の相談対応資質向上を目的とした研修会を継続的に開催した。 【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきており、今後も継続的な資質向上を図る必要がある。またアドバイザー弁護士制度の事例蓄積が進んでおり、その活用を図っていく。 【今後の方向性】 維持継続
		・ 研修機会の確保 レベルアップ研修会	H28 4回	H29 4回	H30 回	H31 回	H32 回	
	・ 法律相談会等の開催 法律相談会の開催 消費生活問題研究会の開催 消費生活相談アドバイザー弁護士制度相談件数(県分)	H28 6回 4回 24件	H29 6回 4回 16件	H30 回 回 件	H31 回 回 件	H32 回 回 件		
	(2) ② 市町村の消費生活相談員の相談対応機能の向上支援	○市町村の消費生活相談対応機能の向上を図るため、相談員等を対象とした研修会や法律相談会等を開催した。					消費生活・文化課	【自己評価】 市町村相談員を対象に、相談業務に役立てることができる内容の講義や、弁護士による事例の検討会等の相談員の相談対応資質向上を目的とした研修会を継続的に開催した。 【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきており、今後も継続的な資質向上を図る必要がある。またアドバイザー弁護士制度の事例蓄積が進んでおり、その活用を図っていく。 【今後の方向性】 維持継続
	・ 消費生活相談員研修会(一泊)の開催 開催日 受講者数 ・ 市町村消費生活相談員等レベルアップ研修会の開催 開催回数 受講者数 ・ 法律相談会 開催回数 受講者数 ・ 消費生活相談アドバイザー弁護士制度相談件数(市町村分)	H28 H28.9.1 ~H28.9.2 41人	H29 H29.9.7 ~H29.9.8 46人	H30 人	H31 人	H32 人	各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)	
		H28 4回 132人	H29 4回 138人	H30 人	H31 人	H32 人		
			H28 4回 77人	H29 4回 82人	H30 人	H31 人	H32 人	
			H28 81件	H29 70件	H30 件	H31 件	H32 件	
						重点推進項目	3	

施策 推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																																																	
3 (2) 消費者被害の防止と救済	② 展示会での啓発	<p>○パネル展を開催し、消費生活に関するパネルを展示することで、時代に対応した身近な消費生活に関する情報を提供し、消費者被害の未然防止を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パネル展示</td> <td>4 回</td> <td>4 回</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>パネルの貸し出し</td> <td>1 回</td> <td>0 回</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>ビデオ・DVDの貸し出し</td> <td>31 回</td> <td>21 回</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> <p>○消費生活講座や消費生活相談、パネル展示など消費生活に役立つ内容を集約した消費生活展を開催し、消費者被害の未然防止を図った。</p> <p>宮城県金融広報委員会と共催し、「行動しよう消費者の未来へ～自立した生活を送るために～」をテーマに掲げ、パネル展示や消費生活講座、消費生活相談等を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来場者数</td> <td>982 人</td> <td>914 人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>開催期間</td> <td>H29.1.24 ～H29.1.27</td> <td>H30.3.6 ～H30.3.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	パネル展示	4 回	4 回	回	回	回	パネルの貸し出し	1 回	0 回	回	回	回	ビデオ・DVDの貸し出し	31 回	21 回	回	回	回		H28	H29	H30	H31	H32	来場者数	982 人	914 人	人	人	人	開催期間	H29.1.24 ～H29.1.27	H30.3.6 ～H30.3.9				<p>消費生活・文化課</p> <p>各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)</p> <p>(金融広報委員会)</p>	<p>【自己評価】 県庁や青葉通りなど人通りの多い所でパネル展示を行うことにより、多様な層への啓発を行うことができた。消費生活展では、消費生活に興味を持ってもらえる展示内容や消費生活講座になるよう心がけた。クイズラリーを実施することで、隅々まで展示を見てもらう工夫をした。アンケートでは役に立つ内容だったと高い評価を得ることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 展示の機会を増やし、より多くの県民の目に触れるようにするとともに、啓発物の貸出を行っていることをさらに周知し、各自治体や団体の啓発活動に寄与する。消費生活展では、来場者数や消費生活講座の参加者を更に増やすため広報・宣伝を強化する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																							
		H28	H29	H30	H31	H32																																																																																															
パネル展示	4 回	4 回	回	回	回																																																																																																
パネルの貸し出し	1 回	0 回	回	回	回																																																																																																
ビデオ・DVDの貸し出し	31 回	21 回	回	回	回																																																																																																
	H28	H29	H30	H31	H32																																																																																																
来場者数	982 人	914 人	人	人	人																																																																																																
開催期間	H29.1.24 ～H29.1.27	H30.3.6 ～H30.3.9																																																																																																			
③ 講演会、出前講座の開催	<p>○幅広い年代を対象として、出前講座を積極的に開催し、消費者被害の意識啓発を図った。</p> <p>・ 出前講座の開催</p> <p>県消費生活センター実施分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数/受講者数</td> <td>43 回/ 2,256 人</td> <td>52 回/ 3,445 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 若者対象</td> <td>8 回/ 737 人</td> <td>9 回/ 1,837 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 高齢者対象</td> <td>22 回/ 768 人</td> <td>26 回/ 846 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 福祉関係者対象</td> <td>9 回/ 596 人</td> <td>7 回/ 355 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 一般対象</td> <td>3 回/ 55 人</td> <td>8 回/ 227 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 事業者・団体対象</td> <td>1 回/ 100 人</td> <td>2 回/ 180 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数/受講者数</td> <td>回/ 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 若者対象</td> <td>回/ 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 高齢者対象</td> <td>回/ 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 福祉関係者対象</td> <td>回/ 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 一般対象</td> <td>回/ 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 事業者・団体対象</td> <td>回/ 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>各県民サービスセンター実施分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数/受講者数</td> <td>60 回/ 1,829 人</td> <td>79 回/ 2,414 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 若者対象</td> <td>9 回/ 1,589 人</td> <td>19 回/ 804 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 高齢者対象</td> <td>36 回/ 917 人</td> <td>36 回/ 1,135 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 福祉関係者対象</td> <td>6 回/ 163 人</td> <td>9 回/ 218 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 一般対象</td> <td>9 回/ 160 人</td> <td>14 回/ 243 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 事業者・団体対象</td> <td>— / —</td> <td>1 回/ 14 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数/受講者数</td> <td>回/ 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 若者対象</td> <td>回/ 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 高齢者対象</td> <td>回/ 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 福祉関係者対象</td> <td>回/ 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 一般対象</td> <td>回/ 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> <tr> <td>内 事業者・団体対象</td> <td>回/ 人</td> <td>回/ 人</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	開催回数/受講者数	43 回/ 2,256 人	52 回/ 3,445 人	回/ 人	内 若者対象	8 回/ 737 人	9 回/ 1,837 人	回/ 人	内 高齢者対象	22 回/ 768 人	26 回/ 846 人	回/ 人	内 福祉関係者対象	9 回/ 596 人	7 回/ 355 人	回/ 人	内 一般対象	3 回/ 55 人	8 回/ 227 人	回/ 人	内 事業者・団体対象	1 回/ 100 人	2 回/ 180 人	回/ 人		H31	H32	開催回数/受講者数	回/ 人	回/ 人	内 若者対象	回/ 人	回/ 人	内 高齢者対象	回/ 人	回/ 人	内 福祉関係者対象	回/ 人	回/ 人	内 一般対象	回/ 人	回/ 人	内 事業者・団体対象	回/ 人	回/ 人		H28	H29	H30	開催回数/受講者数	60 回/ 1,829 人	79 回/ 2,414 人	回/ 人	内 若者対象	9 回/ 1,589 人	19 回/ 804 人	回/ 人	内 高齢者対象	36 回/ 917 人	36 回/ 1,135 人	回/ 人	内 福祉関係者対象	6 回/ 163 人	9 回/ 218 人	回/ 人	内 一般対象	9 回/ 160 人	14 回/ 243 人	回/ 人	内 事業者・団体対象	— / —	1 回/ 14 人	回/ 人		H31	H32	開催回数/受講者数	回/ 人	回/ 人	内 若者対象	回/ 人	回/ 人	内 高齢者対象	回/ 人	回/ 人	内 福祉関係者対象	回/ 人	回/ 人	内 一般対象	回/ 人	回/ 人	内 事業者・団体対象	回/ 人	回/ 人	<p>消費生活・文化課</p> <p>各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)</p>	<p>【自己評価】 相談員等が講師となり、センターに寄せられている相談事例や注意する点等について、寸劇等を取り入れながら対象ごとに内容を調整し注意喚起した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界があり、啓発活動を行える人材の育成が求められている。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
	H28	H29	H30																																																																																																		
開催回数/受講者数	43 回/ 2,256 人	52 回/ 3,445 人	回/ 人																																																																																																		
内 若者対象	8 回/ 737 人	9 回/ 1,837 人	回/ 人																																																																																																		
内 高齢者対象	22 回/ 768 人	26 回/ 846 人	回/ 人																																																																																																		
内 福祉関係者対象	9 回/ 596 人	7 回/ 355 人	回/ 人																																																																																																		
内 一般対象	3 回/ 55 人	8 回/ 227 人	回/ 人																																																																																																		
内 事業者・団体対象	1 回/ 100 人	2 回/ 180 人	回/ 人																																																																																																		
	H31	H32																																																																																																			
開催回数/受講者数	回/ 人	回/ 人																																																																																																			
内 若者対象	回/ 人	回/ 人																																																																																																			
内 高齢者対象	回/ 人	回/ 人																																																																																																			
内 福祉関係者対象	回/ 人	回/ 人																																																																																																			
内 一般対象	回/ 人	回/ 人																																																																																																			
内 事業者・団体対象	回/ 人	回/ 人																																																																																																			
	H28	H29	H30																																																																																																		
開催回数/受講者数	60 回/ 1,829 人	79 回/ 2,414 人	回/ 人																																																																																																		
内 若者対象	9 回/ 1,589 人	19 回/ 804 人	回/ 人																																																																																																		
内 高齢者対象	36 回/ 917 人	36 回/ 1,135 人	回/ 人																																																																																																		
内 福祉関係者対象	6 回/ 163 人	9 回/ 218 人	回/ 人																																																																																																		
内 一般対象	9 回/ 160 人	14 回/ 243 人	回/ 人																																																																																																		
内 事業者・団体対象	— / —	1 回/ 14 人	回/ 人																																																																																																		
	H31	H32																																																																																																			
開催回数/受講者数	回/ 人	回/ 人																																																																																																			
内 若者対象	回/ 人	回/ 人																																																																																																			
内 高齢者対象	回/ 人	回/ 人																																																																																																			
内 福祉関係者対象	回/ 人	回/ 人																																																																																																			
内 一般対象	回/ 人	回/ 人																																																																																																			
内 事業者・団体対象	回/ 人	回/ 人																																																																																																			

重点推進項目 1 2

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																					
3 消費生活 特に配慮を必要とする消費者への支援 消費者被害の防止と救済	① 地域の見守り体制の構築等【再掲】	<p>○講話の実施や自宅訪問、関係機関と連携した広報活動をととして特殊詐欺被害の抑止を図った。</p> <p>○高齢者や障害者の権利擁護を行っている団体と連携し、権利擁護に関する相談対応、普及活動を実施した。</p> <p>○福祉団体等と連携し、地域の高齢者の見守り体制の構築、消費者被害の情報提供及び市町村への支援を行った。</p> <p>○被災者支援業務の従事者を対象に消費者教育に関する研修等を実施し、仮設住宅や公営住宅に居住する被災者の支援を行った。</p> <p>※詳細については、別添「宮城県消費者教育推進計画 実施状況」第1節「2地域での取組」を参照</p>	社会福祉課 長寿社会政策課 障害福祉課 生活安全企画課																																																						
		重点推進項目	1	2	3																																																				
	② 高齢者の日常生活等の悩みに対する相談機能の充実	<p>○高齢者及びその家族が抱える医療、法律、保健・介護等に関する心配ごとや悩みごとなどの専門相談を実施し、県内全域をカバーするセーフティネットとしての役割を担うことにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図った。※ 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会への委託事業</p> <p>・ 相談窓口(社会福祉法人宮城県社会福祉協議会への委託事業)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>1,643 件</td> <td>1,636 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>① 一般相談</td> <td>1,210 件</td> <td>1,200 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>② 専門相談 (うち巡回相談)</td> <td>433 件</td> <td>436 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40 件</td> <td>28 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※① 一般相談(家庭や日常生活の心配ごと、悩みごとなど) ※② 専門相談(法律関係、認知症を含む医療・健康など) (うち巡回相談(涌谷町、利府町、丸森町、栗原市、加美町、柴田町、富谷市))</p>		H28	H29	H30	H31	H32	相談受付件数	1,643 件	1,636 件	件	件	件	① 一般相談	1,210 件	1,200 件	件	件	件	② 専門相談 (うち巡回相談)	433 件	436 件	件	件	件		40 件	28 件	件	件	件	長寿社会政策課	【自己評価】 高齢者及びその家族の相談窓口として、関係機関との情報交換や広報活動を行い、県内全域をカバーするセーフティネットの役割を担った。 【課題と今後の対応等】 事業として定着していると認められるが、専門的な相談に迅速かつ確に対応できるよう、今後も関係機関と密に連携を図るとともに、より一層の事業周知に努めていく必要がある。 【今後の方向性】 維持継続																							
		H28	H29	H30	H31	H32																																																			
相談受付件数	1,643 件	1,636 件	件	件	件																																																				
① 一般相談	1,210 件	1,200 件	件	件	件																																																				
② 専門相談 (うち巡回相談)	433 件	436 件	件	件	件																																																				
	40 件	28 件	件	件	件																																																				
	重点推進項目		2																																																						
③ 成年後見制度等の普及等【再掲】	<p>○地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用促進を図った。</p> <p>・ 成年後見制度に関する研修会の開催</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>2 回</td> <td>1 回</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>175 人</td> <td>121 人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 高齢者虐待対策機能強化事業 (相談受付窓口:特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>24 件</td> <td>19 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>うち成年後見制度に関わる相談件数</td> <td>6 件</td> <td>3 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	開催回数	2 回	1 回	回	回	回	受講者数	175 人	121 人	人	人	人		H28	H29	H30	H31	H32	相談受付件数	24 件	19 件	件	件	件	うち成年後見制度に関わる相談件数	6 件	3 件	件	件	件	長寿社会政策課	【自己評価】 高齢者の生活を総合的に支える拠点である地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催し、センターに求められる役割等を周知できた。 【課題と今後の対応等】 今後、認知症高齢者の増加等に伴い、成年後見制度の利用ニーズは拡大するものと考えられる。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の体制整備を支援し、成年後見制度の適切な利用が図られるよう取り組む必要がある。 【今後の方向性】 維持継続																		
	H28	H29	H30	H31	H32																																																				
開催回数	2 回	1 回	回	回	回																																																				
受講者数	175 人	121 人	人	人	人																																																				
	H28	H29	H30	H31	H32																																																				
相談受付件数	24 件	19 件	件	件	件																																																				
うち成年後見制度に関わる相談件数	6 件	3 件	件	件	件																																																				
	重点推進項目		2																																																						
④ 高齢者の権利の擁護	<p>○高齢者権利擁護講演会の開催等を通じて関係者等への啓発を行うほか、相談窓口を開設するなど高齢者の虐待防止及び権利擁護の促進を図った。</p> <p>・ 高齢者権利擁護講演会の開催</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>2 回</td> <td>2 回</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 高齢者虐待対策機能強化事業 (相談受付窓口:特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>24 件</td> <td>19 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 高齢者権利擁護推進研修の開催</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>3 回</td> <td>3 回</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>290 人</td> <td>328 人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 県高齢者虐待対策担当者会議の開催</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>1 回</td> <td>一回</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	開催回数	2 回	2 回	回	回	回		H28	H29	H30	H31	H32	相談受付件数	24 件	19 件	件	件	件		H28	H29	H30	H31	H32	開催回数	3 回	3 回	回	回	回	参加人数	290 人	328 人	人	人	人		H28	H29	H30	H31	H32	開催回数	1 回	一回	回	回	回	長寿社会政策課	【自己評価】 高齢者権利擁護をテーマとする講演会の開催をととして、地域包括支援センターや介護保険施設従事者等に対して権利擁護の重要性を周知できた。また、虐待相談窓口の運営(委託)により、市町村の高齢者虐待対応を支援することができた。 【課題と今後の対応等】 虐待は高齢者の権利が脅かされる状況であり、迅速な対応が求められる。早期発見・早期対応のために、関係機関とのネットワーク構築及び連携体制の強化、市町村等職員に対する支援などの取組が必要である。 【今後の方向性】 維持継続
	H28	H29	H30	H31	H32																																																				
開催回数	2 回	2 回	回	回	回																																																				
	H28	H29	H30	H31	H32																																																				
相談受付件数	24 件	19 件	件	件	件																																																				
	H28	H29	H30	H31	H32																																																				
開催回数	3 回	3 回	回	回	回																																																				
参加人数	290 人	328 人	人	人	人																																																				
	H28	H29	H30	H31	H32																																																				
開催回数	1 回	一回	回	回	回																																																				
	重点推進項目		2																																																						

施策 推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																		
3 消費者被害の防止と救済	(3) 消費生活上特に配慮を必要とする消費者への支援	⑤ 障害者の権利の擁護 ○障害者の権利の擁護に係る相談等に対応するための常設相談窓口を設置し、必要に応じて専門機関等との連携を図った。 ・ 相談窓口(社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会への委託) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>808 件</td> <td>780 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>稼動日数</td> <td>週 6 日</td> <td>週 6 日</td> <td>週 日</td> <td>週 日</td> <td>週 日</td> </tr> </tbody> </table> ※相談日:日・月曜日(精神障害者),水・木曜日(身体障害者),金・土曜日(知的障害者)		H28	H29	H30	H31	H32	相談件数	808 件	780 件	件	件	件	稼動日数	週 6 日	週 6 日	週 日	週 日	週 日	障害福祉課	【自己評価】 相談内容としては、精神障害者からの不安解消や情緒不安に関する内容が9割、次いで、福祉サービスに関する問い合わせや家族、周りの人間関係、日々の暮らしに関する相談と昨年度と同様の傾向だった。相談員の研修会、意見交換会を開催し、日頃の相談対応についての情報共有を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 障害別に相談日を設けているが、担当外の相談に対応する機会が多く、3障害以外にも、発達障害や難病等の相談も寄せられるため、研修会、意見交換会等を通じて、情報共有や相談内容に応じた新たな情報収集に努める。 【今後の方向性】 維持継続																
			H28	H29	H30	H31	H32																															
		相談件数	808 件	780 件	件	件	件																															
		稼動日数	週 6 日	週 6 日	週 日	週 日	週 日																															
		⑥ 心の健康問題に関する相談支援 ○精神保健福祉センター内に心の健康相談電話を設置して、県民の精神的健康の保持増進を図った。 ・ 心の健康相談電話 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>3,213 件</td> <td>2,709 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>医療機関紹介</td> <td>23 件</td> <td>3 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>関係機関紹介</td> <td>110 件</td> <td>10 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>助言・指導</td> <td>3,080 件</td> <td>2,696 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>来所予約</td> <td>－ 件</td> <td>－ 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	相談件数	3,213 件	2,709 件	件	件	件	医療機関紹介	23 件	3 件	件	件	件	関係機関紹介	110 件	10 件	件	件	件	助言・指導	3,080 件	2,696 件	件	件	件	来所予約	－ 件	－ 件	件	件	件
	H28	H29	H30	H31	H32																																	
相談件数	3,213 件	2,709 件	件	件	件																																	
医療機関紹介	23 件	3 件	件	件	件																																	
関係機関紹介	110 件	10 件	件	件	件																																	
助言・指導	3,080 件	2,696 件	件	件	件																																	
来所予約	－ 件	－ 件	件	件	件																																	
① 消費者からの苦情に対する調査・助言・あっせん及び専門機関の紹介等 ○消費者から相談窓口寄せられた苦情・相談等に対して、適切な助言やあっせん等を行った。また、専門的な対応が必要な事案については、専門機関の紹介又は仲介を行った。 ・ 県相談機関関係分(消費生活センター及び県民サービスセンター) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>7,109 件</td> <td>7,207 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>うちあっせん件数</td> <td>256 件</td> <td>275 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	相談受付件数	7,109 件	7,207 件	件	件	件	うちあっせん件数	256 件	275 件	件	件	件	消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 高齢者や自主的に事業者と交渉することが困難な相談者をあっせんするなど、各相談の適切な対応に取り組んだ。 【課題と今後の対応等】 今後も高齢者や自主的に事業者と交渉することが困難な相談者の相談は増えていくと予想される。適切な対応が求められている。 【今後の方向性】 維持継続																		
	H28	H29	H30	H31	H32																																	
相談受付件数	7,109 件	7,207 件	件	件	件																																	
うちあっせん件数	256 件	275 件	件	件	件																																	
② 条例第41条の申出に対する対応 ○条例第41条に基づく県民からの申出に対して、必要な措置を講じる。 ・ 条例の規定に違反する事業者等に措置をとるよう求める申出 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請受理件数</td> <td>－</td> <td>－</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	申請受理件数	－	－				消費生活・文化課	【自己評価】 申出に至る事案はなかった。相談内容・件数の多い事案については職権で調査を行っていることや、特定商取引法など条例以外の事案として取り扱われる場合が多いことも理由のひとつと考えられる。 【課題と今後の対応等】 違反性の高い相談については、早期に法執行担当者に情報提供がなされるよう、今後とも相談員との連携を図りつつ対処していく。 【今後の方向性】 維持継続																								
	H28	H29	H30	H31	H32																																	
申請受理件数	－	－																																				
③ 不適正な取引行為の調査・指導等【再掲】 ○不適正な取引を行っているおそれがある事業者に対し、各種法令に基づき調査等を実施し、必要に応じて指導等を行ったほか、関連情報の提供を行い、適正な取引行為等の確保に努めた。 ・ 不適正な取引行為を行った事業者への指導等 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>聴き取り等調査件数</td> <td>6 件</td> <td>6 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>うち行政指導</td> <td>－ 件</td> <td>1 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>うち行政処分</td> <td>－ 件</td> <td>1 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	聴き取り等調査件数	6 件	6 件	件	件	件	うち行政指導	－ 件	1 件	件	件	件	うち行政処分	－ 件	1 件	件	件	件	消費生活・文化課	【自己評価】 消費者相談等から覚知した違反被疑事案に対する調査を実施し、不適正な取引行為が認められた場合に必要な指導等を行うもの。H29にあっては行政指導、行政処分を行った。 【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有による連携を図り、行政指導等によって適正な取引行為等の確保に努めていく。 【今後の方向性】 維持継続												
	H28	H29	H30	H31	H32																																	
聴き取り等調査件数	6 件	6 件	件	件	件																																	
うち行政指導	－ 件	1 件	件	件	件																																	
うち行政処分	－ 件	1 件	件	件	件																																	
④ 商品等の検査 ○消費生活相談の対象となった商品・サービスの効能、欠陥の有無等について、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人国民生活センターなど専門機関に診断を依頼するなど、原因の究明に努めた。 ・ 依頼先、件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品評価技術基盤機構</td> <td>－ 件</td> <td>－ 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>一級建築士</td> <td>－ 件</td> <td>－ 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>国民生活センター</td> <td>－ 件</td> <td>－ 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	H31	H32	製品評価技術基盤機構	－ 件	－ 件	件	件	件	一級建築士	－ 件	－ 件	件	件	件	国民生活センター	－ 件	－ 件	件	件	件	消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 専門機関に診断を依頼し、結果を原因究明や事業者指導に繋げてきたが、H29は実績がなかった。 【課題と今後の対応等】 今後も適宜、専門機関の活用を図っていく。 【今後の方向性】 維持継続												
	H28	H29	H30	H31	H32																																	
製品評価技術基盤機構	－ 件	－ 件	件	件	件																																	
一級建築士	－ 件	－ 件	件	件	件																																	
国民生活センター	－ 件	－ 件	件	件	件																																	

施策 推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																																				
3 消費者被害の防止と救済	⑤ 多重債務問題に関する取組	○多重債務問題の解決に向け、無料相談会を実施し、潜在的な多重債務者が相談窓口を訪れる機会を提供するとともに、自死対策に関する関係機関と連携し、「心の健康相談」を併せて実施した。	消費生活・文化課	【自己評価】 全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、無料相談会を開催し、保健福祉事務所等と連携して心の健康相談を併せて実施できた。 【課題と今後の対応等】 今年度以降においても無料相談会を実施し、多重債務問題への対応を図る。 【今後の方向性】 維持継続																																																																																				
		・「多重債務者相談マニュアル～宮城版～」に基づいた相談処理の実施	各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)																																																																																					
		・多重債務無料相談会の実施 宮城県多重債務問題対策会議の主催により、全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、12月に多重債務に関する無料相談会を実施したほか、各地域毎にサービスセンター主催による無料相談会を実施した。また、各圏域の保健福祉事務所等と連携して、無料相談会において希望する者に対して「心の健康相談」も実施した。	(金融広報委員会)																																																																																					
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td></td> <td>224 件</td> <td>308 件</td> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>一斉相談会</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開催期間</td> <td>H28.11.30～12.4</td> <td>H29.11.29～12.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)</td> <td>県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談者数</td> <td>18 人</td> <td>22 人</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H31</td> <td>H32</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開催期間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談者数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>H28.9.9</td> <td>H29.8.29</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		H28	H29	H30	H31	H32		224 件	308 件	件	件	件	一斉相談会	H28	H29	H30			開催期間	H28.11.30～12.4	H29.11.29～12.3				開催場所	県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)	県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)				相談者数	18 人	22 人		人			H31	H32				開催期間						開催場所						相談者数	人	人					H28	H29	H30	H31	H32	開催日	H28.9.9	H29.8.29					H28	H29	H30	H31	H32	○	○	×				重点推進項目	3
	H28	H29	H30	H31	H32																																																																																			
	224 件	308 件	件	件	件																																																																																			
一斉相談会	H28	H29	H30																																																																																					
開催期間	H28.11.30～12.4	H29.11.29～12.3																																																																																						
開催場所	県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)	県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)																																																																																						
相談者数	18 人	22 人		人																																																																																				
	H31	H32																																																																																						
開催期間																																																																																								
開催場所																																																																																								
相談者数	人	人																																																																																						
	H28	H29	H30	H31	H32																																																																																			
開催日	H28.9.9	H29.8.29																																																																																						
	H28	H29	H30	H31	H32																																																																																			
○	○	×																																																																																						
	⑥ 消費者被害救済委員会のあっせん・調停	○条例37条に基づき、消費者からの苦情申出のうち、解決が著しく困難な案件があった場合、宮城県消費者被害救済委員会を開催し、あっせんを行う。	消費生活・文化課	【自己評価】 平成29年度は委員会を1回開催し、委員の改選及び相談状況の説明を行うとともに、あっせん・調停が必要な案件の発生に備え、対応手順の確認等を行った。 【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出はないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあっせんができるよう努める。 【今後の方向性】 維持継続																																																																																				
	⑦ 消費者の訴訟に対する費用の貸付	○被害を受けた消費者の訴訟に係る費用の貸付けを行い、消費者を経済的に支援する。	消費生活・文化課	【自己評価】 費用の貸し付け実績はない。 【課題と今後の対応等】 費用の貸し付け実績はないものの、消費者保護の観点から事業を継続していく。 【今後の方向性】 維持継続																																																																																				
① 国民生活センター、製品評価技術基盤機構との連携の強化		○全国の相談情報の収集、製品事故の分析等において、下記のとおり連携した。	消費生活・文化課	【自己評価】 全国の相談情報や製品事故の分析結果等は消費者被害の防止に重要であることから、関係機関と連携を密にし、最新情報の提供に努めた。H29も事故分析の案件がなかった。 【課題と今後の対応等】 今後も情報収集を図るとともに、国や他の都道府県との連携を図り最新の情報提供に努めていく。 【今後の方向性】 維持継続																																																																																				
		・国民生活センターが運営するPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)を活用し、全国の相談苦情情報の収集等を行うことができた。また、「見守り新鮮情報」の最新情報を活用し、情報誌等を通じて消費者に情報提供した。	各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)																																																																																					
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		H28	H29	H30	H31	H32		○	○					H28	H29	H30	H31	H32		-	-				重点推進項目	3																																																												
	H28	H29	H30	H31	H32																																																																																			
	○	○																																																																																						
	H28	H29	H30	H31	H32																																																																																			
	-	-																																																																																						

施策 推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																				
3 消費者被害の防止と救済	(5) 関係機関との連携の強化	<p>○県全体としての相談体制のあり方、取組方針等の検討を行うことを目的とした、市町村、関係団体等で構成する宮城県消費者行政推進会議を設立、開催し、意見交換等を行った。</p> <p>・ 宮城県消費者行政推進会議の開催</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>—</td> <td>H29.5.15</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H28	H29	H30	H31	H32	開催日	—	H29.5.15			消費生活・文化課	<p>【自己評価】 県、市町村、関係団体から構成される宮城県消費者行政推進会議を開催し、県内の消費者行政に関する情報共有の幅に広がりをもたせるとともに、連携強化の機会の増加に繋がった。</p> <p>【課題と今後の対応等】 より良い消費者行政を目指して毎年度会議の開催に努めていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																										
		H28	H29	H30	H31	H32																																																																		
開催日	—	H29.5.15																																																																						
<p>○消費者関係団体の活動支援や宮城県金融広報委員会との事業共催等、連携して啓発活動及び消費者教育の充実を図った。</p> <p>・ 消費者関係団体との連携</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>宮城県消費者団体連絡協議会による合同研修会、総代会等の開催支援</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・ 宮城県金融広報委員会との連携</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>消費者教育講座の共催</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金銭・金融教育研究校による生活設計等普及事業の共催</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>講演会の開催支援</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費生活展の開催</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>パネル展やパンフレット等の作成・配布等による啓発活動</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○下記懇談会により情報及び意見の交換を行ったほか、随時、情報交換をし情報の共有化を図った。</p> <p>・ 行政機関と弁護士会・司法書士会との懇談会</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>H28.8.24</td> <td>H29.8.30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>H29.2.1</td> <td>H30.1.18</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・ 宮城県消費者行政推進会議</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>—</td> <td>H29.5.15</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H28	H29	H30	H31	H32	宮城県消費者団体連絡協議会による合同研修会、総代会等の開催支援	○	○			H28	H29	H30	H31	H32	消費者教育講座の共催	○	○			金銭・金融教育研究校による生活設計等普及事業の共催	○	○			講演会の開催支援	○	○			消費生活展の開催	○	○			パネル展やパンフレット等の作成・配布等による啓発活動	○	○			H28	H29	H30	H31	H32	開催回数	2回	2回	回	回	開催日	H28.8.24	H29.8.30				H29.2.1	H30.1.18			H28	H29	H30	H31	H32	開催日	—	H29.5.15			消費生活・文化課	<p>【自己評価】 消費者関係団体との連携により、研修会等の開催支援を行うことができた。宮城県金融広報委員会についても、消費者教育関係事業の共催や、金銭・金融教育に関する各種啓発事業の開催など、連携して実施することができた。弁護士会・司法書士会とも必要に応じて随時情報交換を行うとともに、消費者行政推進会議を開催し、県内の消費者行政に関する情報共有の幅に広がりをもたせるとともに、連携強化の機会の増加に繋がった。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も引き続き連携による事業を実施していく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
H28	H29	H30	H31	H32																																																																				
宮城県消費者団体連絡協議会による合同研修会、総代会等の開催支援	○	○																																																																						
H28	H29	H30	H31	H32																																																																				
消費者教育講座の共催	○	○																																																																						
金銭・金融教育研究校による生活設計等普及事業の共催	○	○																																																																						
講演会の開催支援	○	○																																																																						
消費生活展の開催	○	○																																																																						
パネル展やパンフレット等の作成・配布等による啓発活動	○	○																																																																						
H28	H29	H30	H31	H32																																																																				
開催回数	2回	2回	回	回																																																																				
開催日	H28.8.24	H29.8.30																																																																						
	H29.2.1	H30.1.18																																																																						
H28	H29	H30	H31	H32																																																																				
開催日	—	H29.5.15																																																																						
		重点推進項目		3																																																																				

4 環境に配慮した消費行動の推進

施策 推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																													
4 環境に配慮した消費行動の推進	(1) 環境への負荷の低減に向けた取組	<p>○みやぎグリーン購入ネットワークと連携し、グリーン購入の普及促進を図った。</p> <p>・ グリーン購入セミナー</p> <p>地域全体でグリーン購入に取り組むことの重要性を理解することを目的にセミナーを開催した。</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>H29.1.20</td> <td>H30.2.15</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>39人</td> <td>52人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>・ グリーン購入促進委員会</p> <p>グリーン購入の促進に関する重要事項を調査審議するため委員会を開催した。</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>H29.2.21</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>5人</td> <td>—人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>・ 子ども向け啓発教室</p> <p>子ども向けの啓発教室を開催し、グリーン購入に取り組む重要性について啓発を行った。</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>—</td> <td>H29.8.22</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>—人</td> <td>14人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </table>	H28	H29	H30	H31	H32	開催日	H29.1.20	H30.2.15			参加者数	39人	52人	人	人	H28	H29	H30	H31	H32	開催日	H29.2.21	—			参加者数	5人	—人	人	人	H28	H29	H30	H31	H32	開催日	—	H29.8.22			参加者数	—人	14人	人	人	環境政策課	<p>【自己評価】 グリーン購入を県内に普及していくにあたり、新たに子ども向けの啓発教室を開催することができた。また、県庁内の宮城県グリーン製品利用推進に力を入れ、新規認定製品数をさらに増やすことができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 市町村の組織的グリーン購入の取組が十分ではないため、市町村への働きかけを行っていく必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
		H28	H29	H30	H31	H32																																											
開催日	H29.1.20	H30.2.15																																															
参加者数	39人	52人	人	人																																													
H28	H29	H30	H31	H32																																													
開催日	H29.2.21	—																																															
参加者数	5人	—人	人	人																																													
H28	H29	H30	H31	H32																																													
開催日	—	H29.8.22																																															
参加者数	—人	14人	人	人																																													
<p>○環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及を図った。</p> <p>・ 宮城県グリーン製品の認定</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>36件</td> <td>39件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>年度末現在の認定製品数</td> <td>104製品</td> <td>124製品</td> <td>製品</td> <td>製品</td> </tr> </table> <p>○PR事業(パネル、サンプルの展示)</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> </tr> <tr> <td>県庁内におけるパネル展示</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県産業技術総合センター一般公開への出展</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H28	H29	H30	H31	H32	認定件数	36件	39件	件	件	年度末現在の認定製品数	104製品	124製品	製品	製品	H28	H29	H30	H31	H32	県庁内におけるパネル展示	○	○			県産業技術総合センター一般公開への出展	○	○																					
H28	H29	H30	H31	H32																																													
認定件数	36件	39件	件	件																																													
年度末現在の認定製品数	104製品	124製品	製品	製品																																													
H28	H29	H30	H31	H32																																													
県庁内におけるパネル展示	○	○																																															
県産業技術総合センター一般公開への出展	○	○																																															
		重点推進項目		1																																													

施策 推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等
4 環境に配慮した消費行動の推進	② 環境関連情報の発信	○「みやぎ環境e-NEWS」を発行し、各事業者が取り組む3Rや再エネの利活用に関する普及啓発を行った。 みやぎ環境e-NEWS H28 H29 H30 H31 H32 ○ ○	環境政策課	【自己評価】 隔月の発行により、3R及び環境関連産業の普及啓発を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 さらなる情報の発信を強化するため、企業訪問時に紹介するなど、読者を増やす。 【今後の方向性】 維持継続
	③ 3Rの推進	○ライフステージに応じた普及啓発事業の実施やラジオスポットCM放送等の実施により、県民及び事業者に対する廃棄物等の3Rに関する普及啓発に努めた。 ・ 3R普及啓発イベントの実施 H28 H29 H30 H31 H32 開催日 - H29.11.11 来場者数 - 人 2400 人 人 人 人 ・ ラジオスポットCM H28 H29 H30 H31 H32 放送回数 651 回 112 回 回 回 回 県HPでのCM音源の公開 ○ ○ ・ 普及啓発パネル展示の実施 H28 H29 H30 H31 H32 リサイクル推進月間(5/30~6/5) ○ ○ 3R推進月間(10月) ○ ○ ・ 3R文化祭・学園祭の実施 H28 H29 H30 H31 H32 参加グループ数 - グループ 6 グループ	循環型社会推進課	【自己評価】 3R普及啓発イベントやラジオスポットCMをはじめ、3R文化祭・学園祭などにより3Rの普及啓発を行い、家庭や事業場での3Rを題材とした3Rや、高校生・大学生を対象に自ら考えた活動による3R推進が行えた。 【課題と今後の対応等】 平成28年3月に策定した宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)を踏まえ、より多くの県民の方が3Rに取り組み、実践行動が定着していくよう啓発活動を行う。 【今後の方向性】 維持継続
	④ 環境にやさしい買い物の推進	○小売業者、住民団体、市町村等関係者の協働によるレジ袋の使用削減に向けた取組を支援するとともに、毎年10月の「3R推進月間」に合わせて、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施することにより、「環境にやさしい買い物」を推進した。 H28 H29 H30 H31 H32 ・ 宮城県容器包装削減会議の開催 2 回 ※H29より「みやぎの3R推進会議」に名称変更 ・ みやぎの3R推進会議(H29~)の開催 - 回 2 回 回 回 回 ・ 各団体へのマイバッグ持参等3Rに関する取組の要請、広報の実施 H28 H29 H30 H31 H32 店舗用啓発音源の放送実施数 11 事業者 1 事業者 事業者 事業者 事業者 3R推進月間ポスター掲示 - 事業者 6 事業者 事業者 事業者 事業者 3R缶バッジ着用(コンビニ) - 事業者 2 事業者 事業者 事業者 事業者 アニメむすび丸ごみ分別シール配布 - ○	循環型社会推進課	【自己評価】 各市町村や住民団体にキャンペーンに取り組んでいただき、それぞれの地域に応じた取組を進めることができた。 【課題と今後の対応等】 平成28年3月に策定した宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)を踏まえ、より多くの県民の方が3Rに取り組み、実践行動が定着していくよう啓発活動を行う。 【今後の方向性】 維持継続
	① 地域に密着した環境への取組の推進	○活力のある個性的で心豊かな地域社会の形成を目指し、美しい生活環境を創る運動などの県民運動を推進する「すばらしいみやぎを創る協議会」に対する支援を通じ、地域に密着した環境への取組として次の事業を実施した。 ・ みやぎ花のあるまちコンクール 「ふれあい」と「思いやり」のある人づくり・地域づくり・美しいふるさと『みやぎ』づくりを推進するため実施 H28 H29 H30 H31 H32 応募者数 15 団体 17 団体 団体 団体 団体 受賞者数 7 団体 7 団体 団体 団体 団体 ・ 美しい生活環境を創る運動 H28 H29 H30 H31 H32 広報用花の種子袋を作成し関係団体に配布 8,000 袋 8,000 袋 袋 袋 袋 配布先数 21 団体 23 団体 団体 団体 団体 ・ 身近な環境問題に取り組む生活学校運動への支援 H28 H29 H30 H31 H32 県生活学校連絡協議会及び県内生活学校に対する活動費の助成、生活学校・生活会議運動全国大会等への参加費の助成 ○ ○ ・ 省資源・省エネルギー運動 H28 H29 H30 H31 H32 夏季及び冬季の省エネルギー対策推進のため各種啓発用資料を構成員に配布 ○ ○	共同参画社会推進課	【自己評価】 みやぎ花のあるまちコンクール、美しい生活環境を創る運動の実施などにより、環境に配慮した地域づくりの機運を醸成し、定着を図ることができた。 【課題と今後の対応等】 様々な媒体を活用してコンクールのPRを行っているが、応募数が伸びず、応募地域に偏りも見受けられることから、面的な拡がりへと発展するように地域との連携を強化していく。 【今後の方向性】 維持継続